

令和6年度（2024年度）第1回
箕面市国民健康保険運営協議会会議録

箕面市国民健康保険運営協議会

令和6年度（2024年度）第1回箕面市国民健康保険運営協議会会議録

- 一、開催日時 令和6年（2024年）11月27日（水曜日）
午後2時00分から午後2時50分
- 一、開催場所 市役所本館3階 委員会室
- 一、日程
日程第1 会長・副会長の選任について
日程第2 箕面市国民健康保険事業の状況について
日程第3 その他
- 一、出席委員
会長（公益代表） 楠 君
副会長（公益代表） 藤田 君
委員（被保険者代表） 岡村 君
委員（被保険者代表） 馬上 君
委員（被保険者代表） 中久保 君
委員（保険医又は薬剤師代表） 村田 君
委員（保険医又は薬剤師代表） 藤本 君
委員（公益代表） 高橋 君
委員（公益代表） 中西 君
委員（被用者等保険者代表） 北吉 君
- 一、欠席委員
委員（被保険者代表） 金山 君
委員（保険医又は薬剤師代表） 久原 君
委員（保険医又は薬剤師代表） 益野 君
- 一、出席事務局職員
市民部副部長 本田 君
同国民健康保険室長 多々 君
同債権管理機構室長補佐 福野 君
同国民健康保険室長補佐 後藤 君
同国民健康保険室参事 前田 君

○事務局（多々室長）

皆さん、こんにちは。国民健康保険室の多々でございます。

本日は、委員の皆様方におかれましては、公私何かとお忙しいなかにも関わりませず、定刻にお集まりいただきまことにありがとうございます。

本日の運営協議会の開催に先立ちまして、今回、公益を代表する委員4名の皆様が交代されておりますので、あらためて委員の皆様の自己紹介をお願いしたいと存じます。皆様、どうぞよろしく願いいたします。

○岡村委員

箕面市老人クラブ連合会から参りました岡村と申します。よろしく願いいたします。

○馬上委員

箕面商工会議所の馬上と申します。よろしく願いいたします。

○中久保委員

箕面市農業委員会から選出されております中久保と申します。よろしく願いいたします。

○村田委員

箕面市医師会から選出の村田と申します。よろしく願いいたします。

○北吉委員

健康保険組合連合会大阪連合会の北吉と申します。よろしく願いいたします。

○楠委員

公益を代表する委員としまして参りました箕面市議会議員の楠と申します。よろしく願いいたします。

○高橋委員

同じく市議会議員の高橋と申します。よろしく願いいたします。

○藤田委員

同じく市議会議員の藤田と申します。よろしく願いいたします。

○中西委員

同じく市議会議員の中西と申します。よろしくお願いいたします。

○藤本委員

箕面市薬剤師会の藤本と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（多々室長）

今回、公益を代表する委員の改選に伴い、会長と副会長が不在となっております。正・副会長が選任されるまでの間、議事の進行については、本日、市民部長の加藤が体調不良のため、市民部副部長の本田が行いますのでご了承ください。

なお、本日の協議会は、箕面市市民参加条例第6条に定めるところにより、公開といたしておりますので、よろしくお願いいたします。

○事務局（本田副部長）

皆さん、こんにちは。市民部副部長の本田でございます。会長が決定するまでの間、進行役を務めます。よろしくお願いいたします。着座にて失礼します。

まず、事務局から本協議会の成立要件である出席状況についてご報告いたします。

○事務局（後藤室長補佐）

本日、委員のかた13名中10名のご出席をいただいております。従いまして、箕面市国民健康保険運営協議会規則第4条第2項の規定により、本会議は成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

○事務局（本田副部長）

それでは、案件に入りたいと思います。

「案件第1 会長・副会長の選任について」を議題といたします。

不在となっております正・副会長の選出を行っていただきたく、委員の皆様にお諮りいたします。

会長・副会長は、箕面市国民健康保険運営協議会規則第3条第2項で「会長及び副会長は、公益を代表する委員のうちから選出する」ものとされています。会長につきましては、本日の出席委員全員による互選により決定していただき、副会長につきましては、会長に一任をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。会長に自薦、他薦など、ご発言等ございませんでしょうか。お願いします。

○中久保委員
議長に一任。

○事務局（本田副部長）

ありがとうございます。ただ今、議長に一任とのお声がありましたが、ご異議はございませんでしょうか。

会長には、市議会活動において民生部門に深く精通され、国民健康保険についても豊富な知識をお持ちの楠委員をご推挙いたしたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○事務局（本田副部長）

ありがとうございます。ご異議がないようでございますので、箕面市国民健康保険運営協議会会長に楠委員さんを決定いたしまして、副会長については、この後、会長からご指名いただくことでお願いしたいと思います。

これをもちまして新会長と議事進行を交代いたします。ありがとうございました。

では、楠会長、会長席へ移動いただきまして、議長をよろしく願いいたします。

○議長（楠会長）

ただ今、皆様のご推挙を賜りまして、会長を務めることになりました楠でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速ではございますが、副会長の選出につきまして、副会長には藤田委員さんをお願いいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」）

○議長（楠会長）

ありがとうございます。ご異議がないようでございますので、副会長には、藤田委員さんに決定をいたします。

それでは、藤田委員さん、副会長席への移動をお願いいたします。

○議長（楠会長）

改めまして、正・副会長を代表いたしまして、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様、ご承知のとおり、令和6年度から国保の広域化が完全実施されました。年々上昇する医療費と、それに伴う保険料の問題など課題がございますが、委員の皆様方とともに、本市の国保事業の円滑な運営に向け、真剣かつ積極的に取り組んでまいりたいと存じますので、何とぞ、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、ご挨拶いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議につきましては、皆様の貴重な時間をいただいておりますので、1時間程度で終了できればと考えております。皆様の活発なご議論を賜りつつ、円滑な議事進行にご協力をお願いします。

○議長（楠会長）

本日の会議録の署名委員を私から指名いたします。藤本委員さん、中西委員さん、よろしくお願いいたします。

それでは案件に入りたいと思います。「案件第2 箕面市国民健康保険事業の状況について」を議題といたします。

まず、大項目Ⅰの「令和5年度 国民健康保険事業の状況」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（後藤室長補佐）

それでは、大項目のⅠについて説明いたします。

国民健康保険室の後藤と申します。

資料4 ページは「1. 令和5年度 国民健康保険事業の状況」です。

ここでは「1. 令和5年度決算」として、令和5年度の単年度収支額を示しております。歳入132億459万円、歳出131億6,238万円となり、単年度収支は4,221万円の黒字となっており、収支のバランスが取れた決算となりました。

資料5 ページには参考資料①として「医療費総額・被保険者数・保険料収入の推移」をグラフ化して記載しております。

上から医療費総額、被保険者数、保険料収入の箕面市の推移について、平成29年度から令和5年度までの実績値を示しております。

まず、医療費総額は、長期的には被保険者数の減少に伴い微減傾向が続いています。令和2年度はコロナ禍による診療控えで医療費総額が大きく減少し、令和3、4年度は、診療控えからの回復が見られたものの、令和5年度は前年比6%減（89.3億円→84.2億円）に転じました。なお、被保険者数は、前年比6%減（25,033人→23,617人）となっています。

資料6 ページには参考資料②として「1人当たり医療費の推移」をグラフ化して記載しております。一番上が全国の国保、上から2番目

の破線が社保も含めた全国値、下から2番目の薄い実線が大阪府国保、一番下の実線が箕面市国保の1人当たり平均の推移です。

箕面市の国保加入者1人当たりの医療費は、コロナ禍による診療控えや回復による増減はあったものの、全国平均や大阪府平均の動向と同様に10年のスパンでは増加傾向が続いていました。

しかしながら、令和5年度については、全国平均や大阪府平均は増加傾向が継続しているのに対し、箕面市は、前年と同水準となりました。

資料7ページには参考資料③として「年齢階層別被保険者数の推移」をグラフ化して記載しております。棒グラフは、70歳未満を下に、70歳から74歳を上を示しており、それぞれの数値は年間平均の被保険者数を、括弧内はその割合を示しております。そして70歳以上の被保険者割合について、折れ線グラフにて改めて示しております。ここ数年、国民健康保険の被保険者数は、後期高齢者医療制度への移行により減少が続いています。また、医療費単価の高い70歳以上の被保険者の割合は、令和3年度まで増加傾向にありましたが、団塊世代の後期高齢への移行により令和5年度では25.3%と、令和4年度に引き続き、減少しています。

以上、大項目Iの説明といたします。

○議長（楠会長）

ただ今の事務局の説明につきまして、ご意見、ご質問をお受けたいと思います。

○中西委員

4ページの方で、歳入と歳出についてお伺いします。歳入の府支出金の中に、インセンティブ交付金と言われる、保険者努力支援制度に基づく交付金があるかと思いますが、当該年度どうだったのか、前年度と比較してどのような推移になっているのかを含めて、教えてください。

○事務局（多々室長）

回答の前に補足といたしまして、インセンティブ交付金と申しますのは、各保険者が実施します保健事業に加えまして、収納対策や業務システムの標準化など、保険者の取組について評価し、獲得得点によって交付額が積算をされるという交付金になっております。

この額が、令和5年度、決算歳入の府支出金のうち、5,197万円となっております。令和4年度に比べますと、約900万円の増という形になっております。以上です。

○中西委員

次に、収支額についてですが、今回、4221万円の収支差額と資料に記載されていますが、基金に積み上げられる金額を教えてください。また、基金残高がそれによってどのように推移するか教えてください。

○事務局（多々室長）

4 ページ右下の歳入歳出差引の4221万円のうち、府交付金等の精算というものがここに含まれておりまして、令和6年度に、府や国へ償還する金額911万円が含まれております。これを除いた、3310万円が、基金に積み上がるという見込みになっております。

このことで、令和5年度末の基金残高が5億591万円でしたので、そのまま予定どおり3310万円を令和6年度に積み上げれば、基金残高が約5億3900万円となる見込みとなっております。以上です。

○中西委員

ご説明ありがとうございます。あと6ページについてですが、医療費の推移ということで、全国及び大阪府の国保加入者の1人当たりの平均額が示されていますが、大阪府平均の数値を見ていますと、大体、医療費が前年度から1万円ほど上がっているようですが、箕面市が上がらずに横ばいになっている要因などが、もしおわかりでしたら教えてくださいいただけますでしょうか。

○事務局（多々室長）

医療費の詳細の分析というのは正直、難しいところなんですけども、箕面市は、団塊の世代のピークが、府内全体より後ろにずれているという状況もございまして、7ページのほうでもお示ししていますが、先ほど後藤が説明しましたとおり、医療費の単価の高い70歳以上の方が減少していることも影響の一つであろうと思います。また、当然ながら様々な医療費抑制の保健事業の取組ということも、表れてきているのではないかとというふうに推察しております。以上です。

○議長（楠会長）

委員の皆様、他にございませんか。

ないようでございますので、次に大項目Ⅱの「収納状況」についてを議題としたいと思っております。

資料の説明を事務局からお願いいたします。

○事務局（後藤室長補佐）

続きまして、収納状況についてご説明をいたします。

資料につきましては10ページをご覧ください。

こちらにつきましては、令和5年度のですね、収納状況といたしまして、現年度分と、過去の滞納分の過年度分と、それぞれ分けて記載しております。

まず、上の段が、令和5年度の収納状況ということで、現年度分という形で表に記載しております。

まず、表の見方として、左側に令和4年度、真ん中に令和5年度、右側に、年度比較という形で記載しております。

また、調定額という言葉につきましては、納めていただく必要がある金額となります。実際、納めていただいた金額につきましては、収納額という形で表現しております。

令和5年度の現年度分につきましては、真ん中の令和5年度収納率で申しますと、96.18%という形で、令和4年度が96.08%でしたので、収納率が0.1ポイント上昇したという形となっております。

続きまして、令和5年度の収納状況の過年度分、過去の滞納分でございますけれども、こちらにつきましても、令和5年度収納率は42.85%という形で、令和4年度と比較しますと、1.69ポイント、収納率が向上しているという状況でございます。

続きまして、11ページをご覧ください。11ページにつきましては、収納状況の推移ということで、現年度分の収納状況の推移をグラフで表現しております。

こちらにつきましては、先ほどご説明したように、箕面市の実際の収納率が96.18%となっております。下の線が、参考で記載しているのですが、大阪府が設定している、標準収納率というものがございまして、箕面市の収納率が0.46ポイント上回っているという状況でございます。

続きまして、12ページをご覧ください。こちらにつきましては、過去からの累計の滞納分の収納でございます。

こちらには、過去からの累計滞納額につきましては、棒グラフで表現しております。現年度の収納率の向上であったり、滞納分の収納率の向上につきましては、着実に、前年度から滞納分が減っているという状況でございます。また、収納率につきましては、前年度と比較いたしまして、1.69ポイント上昇して、42.85%の収納率となっております。

続きまして、13ページをご覧ください。こちらにつきましては、滞納処分の状況を、平成26年度からの件数を詳細に記載しております。

こちらにつきましては、資力があるにもかかわらず、国保料を滞納されている世帯に対しまして、滞納処分をしているという件数でござ

いますけれども、令和5年度につきましては、325件の滞納処分を実施しております。その下に内訳のほうを記載しております。

続きまして、14ページでございます。こちらにつきましては、執行停止の状況という形で記載しております。少し言葉がわかりづらいのですが、執行停止というものは、生活困窮など事情がある方で、国保料の支払いが難しい世帯につきましては、差押えなどの滞納処分を一旦保留するという形で、執行停止という扱いをしております。令和5年度の執行停止の件数は、合計で37件となっております。以上です。

○議長（楠会長）

ただいま、収納状況についてのご説明いただきました。

この事務局の説明につきまして、ご意見、ご質問をお受けしたいと思えます。

中西委員どうぞ。

○中西委員

資格証と短期証の発行数を、教えていただけますでしょうか。

○事務局（福野室長補佐）

債権管理機構の福野と申します。令和5年度の、短期証、資格証の発行数についてお答えいたします。短期証の発行数は、236件となり、資格証の発行数は88件となっております。以上です。

○中西委員

ありがとうございます。昨年度よりは減ってきているということですね。これももしわかれば教えていただきたいのですが、12ページにあります過年度の累積滞納額や、収納額も含めて、全体のパイとしては少しずつ、対象者が減ってきていることもあり、減少してきていると思うのですが、滞納処分の件数が増えており、一方で、執行停止は、逆に前年度から比べたら、減少しているという状況かと思えます。これは、本来、資力があって払えるのに払わない人の数が増えてきているというような認識でいいのか教えてください。

○事務局（福野室長補佐）

令和5年度は、令和4年度と比較して、滞納処分の件数が増えていますが、この内訳を見ますと、預貯金の差押えが増えている形になっております。

先ほども説明の中で、滞納処分に対しては財産があるにもかかわらず、納付されない方という形で、説明いたしました。差押えによつ

て完納するということが、現実にはそれほど多くありませんでして、我々は、まずは文書で催告をして、あくまでご自身で納付していただくことを目指していますが、再三繰り返し、催告を行っても、何らの接触も取れずに、納付の意思があるのかどうかもわからないという方に対して、財産調査を行った結果、差押え対象となりうる資産がある場合に差押えを実施しています。

令和5年度は、催告等によって、なかなか接触の機会が得られなかった方に対して、差押えに注力したこともありまして、預貯金の差押えが増えている形となっております。

もう1点、執行停止の状況につきましては、内訳でいいますと、生活保護を受けた方に対する執行停止が、令和4年度と比べて減っている状況になっています。これは、恐らくですが、コロナ禍のピークを超えまして、令和5年度については、生活保護受給者が若干減少したものと考えております。以上です。

○議長（楠会長）

他にご意見、ご質問ございますでしょうか。

ないようでございますので、次の大項目Ⅲの「令和6年度 国民健康保険料の状況」についてを議題としたいと思えます。

資料の説明を事務局からお願いいたします。

○事務局（後藤室長補佐）

引き続き大項目Ⅲについて、説明をいたしたいと思えます。

資料につきましては、17ページをご覧くださいませでしょうか。

こちらにつきましては、令和6年度と令和5年度のモデル世帯における保険料を記載しております。併せて、令和6年度より市町村標準保険料率は府内完全統一されましたことをご報告いたします。

令和5年度の保険料と、令和6年度の保険料を比べていただきますと、少し保険料率が上昇しておりまして、具体的に見ていただきますと、例えば、①のモデル世帯で、1人世帯を見ていただきますと、所得が43万円の方につきましては、令和5年度と令和6年度を比較いたしまして、保険料が1054円上がっている形となっております。それぞれの世帯年収や世帯人数に応じて、モデルケースを記載しています。全般的には、保険料率は上がっておりますので、令和5年度と令和6年度を比べますと、少し保険料の負担が多くなっている状況でございます。以上でございます。

○議長（楠会長）

大項目Ⅲの説明が終わりました。ただ今の事務局の説明につきまし

て、ご意見、ご質問をお受けいたしたいと思えます。

ないようです、次の大項目Ⅳの「その他」についてを議題といたします。資料の説明を事務局からお願いいたします。

○事務局（後藤室長補佐）

資料につきましては19ページをご覧ください。

こちらにつきましては、各種健診の受診率向上のための連携について記載しております。保険料の決定通知や保険証の送付の際には、地域保健室と連携しまして、共通のチラシを同封することで、合同PRを実施しております。

令和6年度につきましては、特定健診の受診にかかる電話勧奨の時期を、少し前倒し、10月に電話で勧奨を実施しました。変更した理由ですが、昨年度ご意見でいただいたのが、電話勧奨を受けて特定健診を受診しようされた方が、実際に医療機関に電話をしてみると、既に予約が埋まっていたりする場合や、もう既にご自身の年度末までの予定が埋まっている場合などがございましたので、令和6年度につきましては、より多くの方に特定健診を受けていただくように、電話勧奨の時期を少しずらしたという形でございます。

続きまして、20ページをご覧ください。こちらにつきましては、ジェネリック医薬品の利用状況について、グラフで、利用率を記載しております。

こちらにつきましては、令和6年3月時点で、76.9%となっております。国においては、2029年度までに、全ての都道府県で80%以上の利用率を目指すことが目標として定められていますので、着実に箕面市も利用率を伸ばしている状況でございます。

続きまして、21ページをご覧ください。こちらにつきましては、ジェネリック医薬品の利用状況の、府内の市町村の状況をグラフで記載しております。先ほどの説明で、箕面市のジェネリック医薬品の利用率は、少し上昇したという説明をいたしました、府内全体で見ると、昨年度の府内34番目から35番目に順位が下がった形となっております。こちらは府内の平均が79.07%ということで、箕面市が少し府内平均から利用率が下回っている状況が見えていただけかと思えます。令和6年度につきましては、ジェネリック医薬品に関するお知らせの通知対象を、今までの40歳以上から20歳以上に年齢を引き下げ、利用状況の促進を目指しています。以上です。

○議長（楠会長）

事務局の説明につきまして、ご意見、ご質問をお受けしたいと思えます。ご質問はありますでしょうか。

○北吉委員

19ページのところで特定健診の受診の電話勧奨の時期を前倒しされた
と説明をいただきましたが、電話勧奨された方が実際に受診されたか
については、把握されていますでしょうか。

○事務局（多々室長）

個別の後追いにつきましては、作業的に難しいため実施しておりま
せんが、電話をかけますと、毎年、電話をきっかけに予約をすると言
われる方はいらっしゃいますので、後押しになっているものと考えて
おります。

○北吉委員

電話での受診勧奨については、まだ受診されていない方をピックア
ップして勧奨されていると思いますので、照合できるのであれば、有
効な指標となると思いましたので、意見いたしました。以上です。

○事務局（多々室長）

月別の受診件数などは把握できたかと思しますので、勧奨の時期と
受診件数につきましては、一定調査をしていきたいと思えます。ご意
見ありがとうございます。

○議長（楠会長）

他にございませんでしょうか。それでは、この件につきましては、
これもちまして終了とさせていただきます。

案件につきましては、以上で全て終了いたしました。

続きまして、「案件第3 その他」として、全体を通して、ご意見
ご質問がございましたら、よろしく願いいたします。

中西委員、どうぞ。

○中西委員

国保の決算とは外れるのですが、現在の保険証が12月2日から発行さ
れないことについて、どのように市民の方に周知をされているのかを
教えてください。

○事務局（多々室長）

今年の10月の保険証の一斉更新の際に、カラーのチラシと、補足の
チラシの2枚を案内として入れまして、周知を行いました。加えて、
ホームページ等を含めて案内を実施しています。

○中西委員

今後、様々なパターンが想定できるかと思えます。マイナンバーカードを保有しているか、保有している方も保険証と紐づけているかなど様々なパターンがあると思えます。資格確認書がいつもらえるのかや、何年間、資格確認書が使えるのかなど、ご説明をお願いします。

○事務局（多々室長）

マイナンバーカードをお持ちで、保険証登録をされている方は、マイナ保険証を使っていただくということが基本となります。

ただし、マイナ保険証をお持ちの方につきましても、令和6年の10月に、一律で皆さまに、令和7年10月末までの有効期限の保険証を送っておりますので、保険資格に異動がなければ、有効期限内は、保険証もお使いいただけます。

仮に12月2日以降に、保険異動があった方につきましては、新しいルールとなりますので、保険証ではなく、マイナ保険証の有無により、資格確認書か資格情報のお知らせをお渡しすることになります。

また、マイナ保険証を持っているが、資格確認書が欲しい方については、10月にお送りした有効期限内の保険証をお使いいただく形になりますので、ご要望に応じて、新たに資格確認書をお渡しすることはありませんが、障害があったり施設入所の方などにつきましては、ご事情に応じて、マイナ保険証をお持ちの方にも、申請に応じて資格確認書をお渡しすることができます。

また、令和6年11月5日より、マイナ保険証の登録解除の手続きも受付しております。

○中西委員

当面は、10月に保険証を皆さんに交付してくださったので、1年間は、保険証を使う形でもいいし、マイナ保険証を使う形でもいいということだと思っておりますが、1年後には資格確認書を欲しいという方が出てくると思いますが、資格確認書は、いつ交付される予定ですか。

○事務局（多々室長）

今年、交付しました保険証の有効期限が、来年10月末となっております。有効期限が切れる前に、マイナ保険証登録をされていない方には、資格確認書を送付し、マイナ保険証をお持ちの方には、資格情報のお知らせをプッシュ型でお送りする予定です。

○中久保委員

マイナ保険証を持っている方にはどうするのか。

○事務局（多々室長）

マイナ保険証をお持ちの方には、資格情報のお知らせをお送りします。

○事務局（本田副部長）

補足説明いたします。まず、マイナンバーカードを持っていない方や、マイナカードを持っているものの保険証の紐づけはされていない方には、来年の10月に資格確認書をお送りします。見た目も保険証と似ているものとなります。

○中久保委員

国保で、情報は把握できるのか。

○事務局（本田副部長）

把握できます。

○中久保委員

被保険者は、何も手続きは必要ないのか。

○事務局（本田副部長）

手続きは必要ありません。

マイナ保険証を登録されている方については、保険の状況をお知らせする資格情報のお知らせをお送りします。

これについては、国が送付するように指示していますので、お知らせをお送りします。例えば、70歳以上の方であれば、負担割合が1割2割などがありますので、負担割合なども記載されている資格情報のお知らせが届くということになります。

○中西委員

資格確認書の有効期限はいつまでか。

○事務局（多々室長）

資格確認証の期限は、これまでの保険証と同じく、府内統一で1年間となっています。

○中西委員

資格確認書の有効期限を国が5年間と言っているが、毎年、申請が必要になるのか。

○事務局（多々室長）

有効期限については、保険者が5年以内で定めることになっていません。大阪府は、府内統一で1年間となっています。特段の申請は、不要となっておりますので、毎年、時期がきましたら送付する形となっております。

○中西委員

ありがとうございます。資格確認書の中身は、保険証と同等だと思えますし、国からは、保険証と同じようなデザインや仕様にするように通知をされているかと思えます。そこで、資格確認書と保険証のデザインを同じようにすることのメリットやデメリットがあると言われております。デザインについて、箕面市で議論されていることがありましたら、教えてください。

○事務局（多々室長）

資格確認書の様式は、府内統一で定められています。先ほど申し上げたとおり、保険証と見た目があまり変わりませんので、大きな混乱はないかと考えております。

○議長（楠会長）

その他に、ございますでしょうか。

藤田副会長。

○藤田委員（副会長）

国民健康保険料につきましては、令和6年度に府内で完全統一されました。箕面市においては、令和5年度の保険料より、府内統一の保険料率を採用し、1年間運用されましたが、本日、事務局よりご説明いただいたように安定した運用が行われていることを確認できました。

つきましては、現時点で、運営協議会の役目が一区切りついたと考えられますので、現在の年2回の会議実施ではなく、年1回の開催にまとめてもよろしいのではないのでしょうか。今回は、ひとまず提案として申し上げるものですので、本日の会議での審議を求めるものではありませんが、会長いかがでしょうか。

○議長（楠会長）

藤田副会長、ご提案ありがとうございます。

会長といたしましても、箕面市において、適正な国保事業を実施いただいていることを確認できていることですので、検討する時期にきたと認識しています。本日、決定するのではなく、事務局に年1回とする場合の時期など整理をして頂いて、次回の第2回の運営会議で議論できたらと考えます。皆さま、よろしいでしょうか。

（一同、異議なし）

○議長（楠会長）

ありがとうございます。「案件第3 その他」について、事務局から何かございますか。

○事務局（多々室長）

令和6年度第2回の運営協議会につきましては、例年どおり、令和7年2月下旬頃に開催したいと思いますので、どうぞ皆様よろしくお願いたします。事務局からは以上です。

○議長（楠会長）

ありがとうございます。

それではですね、本日の日程は、全て終了いたしました。

貴重なお時間、非常に濃い質疑、新たな示唆をいただきながら、慎重審議をいただきまして、まことにありがとうございます。

以上をもちまして、令和6年度第1回箕面市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。

皆さまお疲れ様でした。

箕面市国民健康保険運営協議会規則第8条により、ここに署名する。

会 長

楠 政則

署名委員

藤 本 年 朗

署名委員

中 西 智 子